

# 住宅に尿尿浄化槽を設置する場合の処理対象人員算定基準の ただし書適用基準

岡 山 市

住宅に尿尿浄化槽を設置する場合の処理対象人員算定について、『建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)』のただし書を適用する場合は、次のとおりとする。

## 1．対象住宅

JIS A 3302 表の類似用途別番号 2 (イ) の住宅 (賃貸・建売住宅を除く)

## 2．使用水量実績による処理対象人員の算定方法

設置場所に既存住宅があり、かつ従前及び従後の居住人員 (増加予定人員含む) が 5 人以下の世帯で、申請に係る住宅の水道使用量その他の資料から、従後の水道使用量が従前と同等以下であると予測可能な場合 (既に浄化槽が設置されている場合にあっては使用状況が良好なものに限る。) であって、JIS A 3302の表によって算定された処理対象人員が明らかに実情に添わないものと判断されるときは、

- ・従後の予測水道使用量が 1 0 0 0 ㍒ / 戸・日以内であるときは処理対象人員を 5 人とすることができる。
- ・従後の予測水道使用量が 1 0 0 0 ㍒ / 戸・日を超えるときは処理対象人員を 7 人とする。

なお、延べ面積が従前より 5 0 % 以上増加する建替え・増築、井戸水を使用している場合等、このただし書適用基準によることが適切でないとは判断されるときはこの算定方法は適用しない。

## 3．JIS A 3302 の延べ面積の算定方法

特殊な間取りの住宅について、建物に附属する規模の大きい物置 (倉庫・納屋等で外部からの利用可能なもの、特殊物品の収納庫等) ・ピロティ等、特殊な非居住部分については、車庫同様に延べ面積の算定から除外することができる。

## 4．手続き方法

上記 2 によるただし書の適用にあたっては、別紙様式第 1 号「住宅の尿尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い (関係書類を含む)」及び別紙様式第 2 号「誓約書」を確認申請書又は浄化槽設置届出書に添付する。

## 5．施行期日

平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。